

保育園の選考（利用調整）と「点数」のしくみ

保育園の入所選考は、先着順や抽選ではありません。

お子さんを家庭で保育することがどのくらい難しいか（保育の必要性）を客観的に判断するため、市が定めた一律の基準に基づいて「点数（指数）」を計算し、**点数の高い世帯から順番に内定が決まります。**

選考で使われる点数は、以下の計算式で決まります。

$$\text{世帯の合計点数} = \text{【基本点数（父 + 母）】} \pm \text{【調整点数（世帯の状況）】}$$

1. 基本点数（まわりの大人の状況）

お子さんの保護者（お父さん・お母さんなど）それぞれの状況に合わせて点数がつきます。2人の点数を足したものが世帯のベースになります。

・お仕事（就労）

20点： 週5日以上、かつ週40時間以上働いている（フルタイムなど）

16点： 週4日以上、かつ週30時間以上働いている（長時間のパートなど）

12点： 週3日以上、かつ週20時間以上働いている（短時間のパートなど）

・妊娠・出産（産前産後）

16点： 出産（予定）月の前2ヶ月、後3ヶ月の期間

尾鷲市保育施設等利用調整基準表 説明資料

・病気・障害・介護

20点： 重度の病気や障害がある、またはつきっきりで家族の介護をしている

16点： 通院が必要な病気や障害がある、または日中に家族の介護をしている

・学校に通っている（就学）

16点： 学校や専門学校、大学などに日中通っている（週 30 時間以上）

・お仕事を探している（求職活動）

10点： ハローワーク等で求職活動中である（入所後 3 ヶ月以内に就職が必要）

2. 調整点数（ご家庭の特別な事情）

世帯全体の事情に合わせて、点数が**プラス（加算）**されたり、**マイナス（減算）**されたりします。

・プラスになる主なケース（加算）

ひとり親世帯： 離婚、死別などで、ひとりでお子さんを育てている場合 … **+5 点**

きょうだい同じ園：すでに上の子が通っている園を申し込む場合 … **+3 点**

きょうだい同時申込： 2人以上のお子さんを同時に同じ園へ申し込む場合 … **+2 点**

認可外の利用：すでに認可外保育施設等にお子さんを有償で預けて働いている場合 … **+2 点**

保育士さんの復職： 市内の保育施設に保育士等として勤務・復職する場合 … **+2 点**

・マイナスになるケース（減算）

内定辞退：過去 6 ヶ月以内に、特別な理由なく保育園の内定を辞退したことがある場合 … **-3 点**

提出遅れ・不備：締め切りまでに就労証明書などの必要書類が揃わなかった場合 … **-5 点**

3. もしも「合計点数が同じ」になった場合

点数がまったく同じになった場合は、以下のルール（優先順位）に沿って、上にあるご家庭から順番に決定します。

1. 「基本点数」の合計が高いご家庭

（まずはお仕事などの拘束時間を優先します）

2. ひとり親世帯のご家庭

3. 世帯の所得（住民税の所得割額）が低いご家庭

4. お申し込みされたお子さんの年齢が高いご家庭

（就学が近い年長さんを優先します）

5. 多子世帯（18歳未満の児童がより多い世帯）
